

総論

GAPを取り巻く状況について

1. GAP推進施策

- 食料・農業・農村基本計画（2015年3月）：GAPの普及、拡大
- 日本再興戦略（2014年、2015年改訂）：わが国発の輸出用GAP
- GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大に関するアクションプラン（2016年）
- 全国GAP推進会議（2017年）：GAPをする、GAP認証をとる
- 国際水準GAP5分野：①食品安全、②環境保全、③労働安全、④人権保護、⑤農場経営管理

農林水産省より提供

2. 安全性

- WTO・SPS協定：衛生植物検疫（SPS）措置、コーデックス委員会
- WTO・TBT協定：規格の国際化・基準認証制度の国際化
- EU市場統合：ニューアプローチ指令、衛生パッケージ、EUREPGAP
- CGF、GFSI、ベンチマーキング評価

規格・認証等戦略に関する提言

－ 農林水産業骨太方針実行 P T（平成29年5月19日）－

	第1期 2017年～2020年 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで)	第2期 2021年～2030年
GAP をする	<p>[目標] 生産現場が変わる [KPI] 平成30年度中に、各県内のGAP指導体制における指導員数が全国で1,000人以上育成確保</p> <p>・都道府県等のGAPは、オリパラ調達基準を満たす農林水産省ガイドライン準拠に統一</p>	<p>[目標] <国際標準に達する取組が浸透></p> <p>・ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを実施</p> <p>・農林水産省ガイドラインを国際水準レベルに改訂し推進 都道府県等のGAPは発展的解消</p>
GAP 認証をとる	<p>[目標] 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に必要な食材量を余裕を持って十分に供給 [KPI] ・平成31年度末までに現状の3倍以上の認証所得</p> <p>・日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得る（GLOBALG.A.P.と同等の使い）</p>	<p>[目標] <フードチェーンが変わる></p> <p>・日本発GAP認証がアジアで主流の認証の仕組み（デファクトスタンダード）となる</p>

2

3. 持続性

- ・ 責任投資原則（PRI）、ESG投資、SDGs
- ・ 2020東京オリパラ食材調達基準、持続可能性に配慮した調達コード

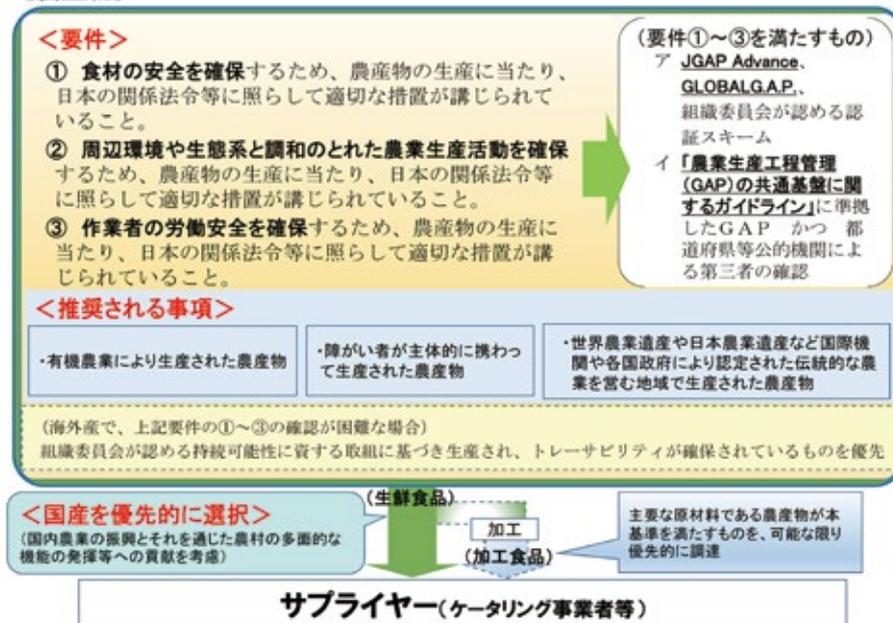
4. 攻めの農業経営とGAP

- ・ GAPの費用対効果
- ・ GAPの役割：攻めの経営のリスクを抑えて、利益を確実なものに
- ・ 農業生産工程の見える化、形式知に表現
- ・ 工程管理と作業の標準化→スマート農業への必要条件

3

持続可能性に配慮した農産物の調達基準の概要

《農産物》



出典：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議（第2回：平成28年12月12日）」資料2

4

「持続可能性に配慮した調達コード」の概要

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法等を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準を設定することを検討。

主な項目	内容
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ②どこから採り、何をを使って作られているのか ④資源の有効活用
共通事項 持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンスシ、それらのサプライチェーンに求める。 <全般> 法令遵守 <労働> 児童労働の禁止 等 <環境> 省エネ、3Rの推進 等 <経済> 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等 <人権> 差別・ハラスメントの禁止 等
担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
苦情処理システム	調達コードの不遵守に関する苦情等を処理する仕組みを設置
物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 <対象> 木材(策定済)、農産物、畜産物、水産物、紙(今後検討)、パーム油(今後検討)

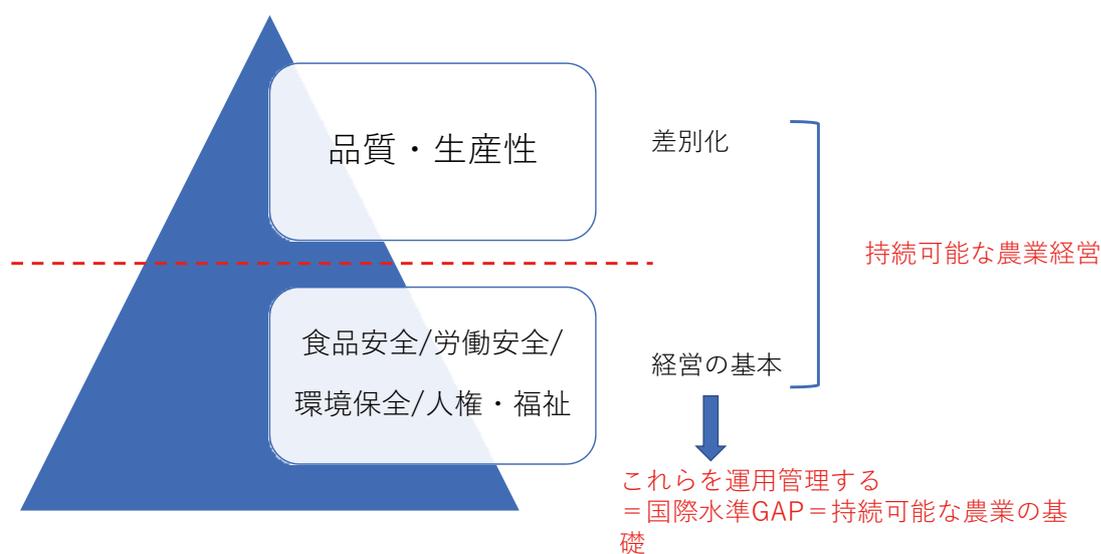
出典：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議（第2回：平成28年12月12日）」資料2

5

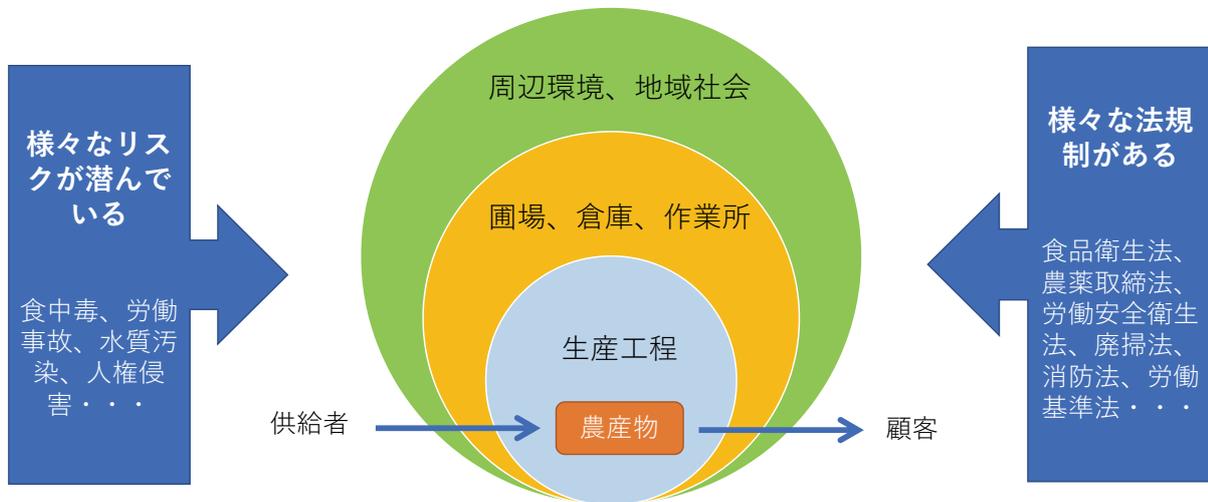
I 概論

リスク管理と法規制等について

1. 農業経営の視点



2. 農業経営を取り巻く要素



8

3. リスク評価の実施

- リスク = 危害の発生確率及びその危害の度合いの組合せ。
(ISO/IEC Guide 51 : 2014 . . . 安全側面 - 規格への導入指針)
- 発生確率には、ハザード（危害要因）への暴露，危険事象の発生，及び危害の回避又は制限の可能性を含む

経営側面	危害：結果	ハザード（危害要因）：原因	国際的なリスク管理の手法
食品安全	人（喫食者）の健康への影響	食品安全危害要因 ・生物的（病原微生物等） ・化学的（農薬、カビ毒等） ・物理的（金属異物等）	CODEX-HACCP
労働安全	人（作業者）の健康への影響	危険源 ・危ない場所 ・危ない作業	ISO45000 OHSAS18000
環境保全	地球環境への影響	環境側面 ・汚染源（廃棄物、廃水等） ・生態系を乱す行為 ・地球温暖化につながる行為	ISO14000
人権・福祉	人権・福祉への影響	人権・福祉の危害要因 ・児童労働 ・差別、ハラスメント等	ISO26000 国連：人権デューデリジェンス

9

4. 法規制とリスクの関係

一般的にリスク高いものは法規制がある



しかしながら時代や技術の変化に対応しきれない法規制もある



自分の農場のリスクは自分が一番よく分かっている

リスクの視点で利害関係者への影響をバランスよく考えられるか？



事業者としての社会的責任を意識できるか？

10